

別表3 第三者提供における黙示による包括的同意

個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、被保険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「同意」が得られたものとして取扱ってよいこととされています。当組合では、以下の事項についてその趣旨に該当するものとしたしますので、同意されない場合には、当組合までお申し出ください。お申し出が無い場合には、同意していただいたものとさせていただきます。なお、「医療費通知」につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方にかかわる事項となりますので、家族の方も対象となります。

1.医療費通知について（医療費適正化などの保健事業の一環として実施）

(1) POSITIVE 導入事業所につきましては、被保険者本人（扶養家族にとって第三者）が POSITIVE より内容をご覧ください。

(2) POSITIVE 未導入事業所につきましては、従来どおり、世帯ごと（扶養家族も含む）にまとめ、診療を受けた方の名前、診療年月、医療機関名・医療費等の内訳が記載されて被保険者本人（扶養家族にとって第三者）宛の親展の圧着ハガキで事業所を経由して送付いたします。医療費の内容をご確認ください。

2.ジェネリック利用促進の案内について（医療費適正化などの保健事業の一環として実施）

ジェネリック利用促進の案内は、レセプトデータをもとに、処方された先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合における自己負担軽減可能額をお知らせするものです。被保険者本人宛の親展の封筒で事業所を経由して送付いたします。

3.高額療養費及び一部負担還元金（本人・家族）の支給手続き（支払）方法について

「高額療養費」及び「一部負担還元金等」の支給に該当した場合には、本人の申請に基づかず医療機関からの請求書により健保組合で自動計算し、会社（第三者）を経由してお支払いします。皆様からの請求申告書の提出は必要ありません。（発生の都度請求申請をいただき各人の口座に振り込むのは非効率的で、合理的でなく、皆様のお手数をおかけする事にもなり、複雑な医療費請求の為の計算や請求漏れを防ぐ等の判断によるものです）

\*上記事項について、配慮・停止を希望される方は、下記の窓口にご連絡ください。

個人情報に関する相談・苦情・開示問い合わせ

〒140-0002 東京都品川区東品川 2-3-11 JTB ビル 4階

担当窓口：ジェイティービー健康保険組合 TEL 03-5796-5902、FAX 03-5796-5927

個人情報取扱責任者（常務理事） 管理者（事務長）

令和4年4月1日更新